

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹⁰²〕

法人契約の終身保険を退職以外の理由で個人契約に変更した場合の経理処理

Q. 当社では被保険者を役員A、死亡保険金受取人を会社とする終身保険に加入していますが、このほど資金繰りの関係で契約者、死亡保険金受取人を会社から役員A、役員Aの遺族に変更して、保険料の会社負担を少しでも軽くしようと考えています。

この場合の経理処理はどうなりますか。

契約者	会社→役員A
被保険者	役員A
死亡保険金受取人	会社→役員Aの遺族
保険種類	終身保険

A. 会社から役員Aへの生命保険契約の譲渡として取り扱われます。

法人の保険料負担を軽減する方法としては、保険契約の減額、解約の他に、契約者を被保険者に変更し、生命保険契約を譲渡することも考えられます。

この譲渡が有償であるか、無償であるかにより、次のように処理します。

有償による譲渡の場合

契約者を被保険者等に、受取人を被保険者の遺族に変更し、有償で譲渡する場合は、解約返戻金相当額(解約返戻金、積立配当金等の合計額)で譲渡します。

法人の経理処理は、該当契約の資産計上額(保険料積立金、配当金積立金等の合計)と解約返戻金相当額との差額を雑収入、又は雑損失とします。

借方	貸方
現金、預金(注) 250万円	保険料積立金 300万円
雑損失 80万円	配当積立金 30万円

(注) 解約返戻金相当額 (配当金等を含む)

無償による譲渡の場合

無償での譲渡では、解約返戻金相当額を臨時給与として取り扱います。

該当契約の解約返戻金相当額と資産計上額との差額は、雑収入又は雑損失として処理します。

借方	貸方
臨時給与(注1) 250万円	保険料積立金 300万円
雑損失 80万円	配当積立金 30万円
未収金(注2) 90万円	預り金(注2) 90万円

(注1) 解約返戻金相当額

(注2) 臨時給与にかかる源泉徴収税額

臨時給与の場合、譲渡の対象が従業員であれば法人としては損金算入され、また、役員に対する臨時給与となる場合は、原則損金不算入となります。いずれの場合も、受け取った個人には所得税、住民税が課税されます。

譲渡後、保険事故が発生した場合や解約した場合譲渡の後、保険事故が発生した場合や解約した場合の課税関係は、相続税、贈与税の対象となるか、所得税の対象となるかで取扱いが分かります。

相続税、贈与税の対象となる場合

名義変更前の保険料も譲渡を受けた個人が支払ったものとみなして、通常の個人契約と同様に課税されます。

所得税として課税される場合

解約返戻金相当額(有償の場合には支払額、無償の場合には臨時給与として課税対象となった金額)を必要経費として計算することとされています。

(税制委員会：小林 秀子、甕 秀行グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
http://www.sanrinkk.co.jp/

未来へつながる



総合建設業

株式会社

フカサワ IR

〒390-1401

長野県松本市波田3003番地

TEL 0263-92-3007

FAX 0263-92-3057